

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	こども医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、こども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府柏原市長

公表日

令和5年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>柏原市こども医療費の助成に関する条例に基づき、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、子どもにかかる医療費の一部を助成している。主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①子ども医療費助成の申請、更新受付、審査、決定、受給者証発行②子ども医療費助成金の支給③各種届出の受理、審査等④助成費の返還に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①福祉総合システム G-Trust II②住民情報システム COKAS-R/Ad II③団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9項 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	福祉こども部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月23日	I 関連情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 中間サーバー	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム	事後	
平成29年1月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年1月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号及び柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		事後	
平成29年1月23日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	こども未来部 こども政策課長 磯部 賢二	事後	
平成29年6月13日	I -5-②所属長	こども未来部 こども政策課長 磯部 賢二	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	事後	
平成29年6月13日	II - 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月13日	II - 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	I -5-① 部署	こども未来部 こども政策課	健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	I -5-②所属長	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	健康福祉部 こども政策課長 北西 浩二	事後	
平成30年6月1日	I -7 請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部 こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	I -7 連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部 こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	II - 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	II - 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和2年4月1日	I -5-②所属長	健康福祉部 こども政策課長 北西 浩二	健康福祉部 こども政策課長 山本 直樹	事後	
令和2年4月1日	II - 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II - 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I -5-①部署	健康福祉部 こども政策課	福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	I -5-②所属長	健康福祉部 こども政策課 山本 直樹	福祉こども部 子育て支援課長	事後	
令和4年6月1日	I -7-請求先	柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	I -7-連絡先	柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和5年12月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和5年12月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17項 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和5年12月22日	I -5-②所属長	福祉こども部 子育て支援課長 山本 直樹	福祉こども部 子育て支援課長	事前	